

多可町公募型指名競争入札実施要綱

平成 19 年 5 月 22 日

告示第 57 号

第 1 条 目的

この要綱は、多可町が発注する建設工事等を指名競争に付する場合において、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、当該工事の施工に係る技術的適正を把握するため、指名業者の選定に先立って、技術資料の提出を建設業者から幅広く求める「公募型指名競争入札方式」に係る手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 対象工事

公募型指名競争入札の対象工事は、多可町が発注する比較的大規模な工事の中から、技術的難易度の高い工事、現地施工条件上の技術的要件等を勘案して町長が必要と認めた工事を選定するものとする。

第 3 条 公募の範囲

町長は、前条に掲げる対象工事を発注しようとする場合においては、多可町建設工事入札参加者選定要綱（平成 17 年 11 月告示第 73 号）に基づく指名基準に該当する者のうち、技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定した上で、第 5 条の技術資料の提出を求めるものとする。

第 4 条 公募の方法

町長は、本要綱に基づき入札を行おうとする場合は、技術資料の提出を求めるため、次に掲げる事項を公告、閲覧及び多可町ホームページにおいて公表する。

- (1) 工事の概要
- (2) 入札参加資格にかかる事項
- (3) 技術資料の提出方法に関する事項
- (4) 仕様書及び設計書等の閲覧に関する事項

(5)その他町長が必要と認める事項

第5条 技術資料の内容

技術資料に記載する内容は、次のとおりとする。ただし、町長は、必要に応じて資料の内容を追加し、又は削除することができる。

- (1)公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- (2)同種又は類似の工事の施工実績（様式2）
- (3)配置予定の技術者（資格、経歴、類似工事の経験等）（様式3）

第6条 技術資料の審査

- (1)町長は、提出された技術資料を多可町入札参加者審査会規程（平成17年11月告示第6号）により設置された入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。審査会は、提出された技術資料について総合的に審査し、技術資料を提出した者の中から当該工事の競争入札に参加する者を指名するものとする。
- (2)前項の審査を行うために、必要に応じて、審査会長は技術審査会を設けるものとする。
- (3)前項の技術審査会の構成員は、審査会に、当該工事の担当課長及び審査会長が必要と認める職員を加えたものとする。

第7条 苦情申し立て

- (1)町長は、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2)(1)の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により、町長に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

- (3)町長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- (4)(1)から(3)までに掲げる事項については、入札説明書において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5)(1)の通知は、当該工事に係る指名通知と同時に行う。

第8条 その他

- (1)技術資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とするものとする。
- (2)技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (3)技術資料に虚偽の記載をした者は、多可町指名停止基準(平成17年11月告示第74号)に基づく指名停止を行うことがあるものである。
- (4)(1)から(3)までに掲げる事項については、入札説明書において明らかにするものとする。
- (5)この要綱は、業務委託及び物品購入等、第2条に定める対象工事以外においても、町長が必要と認める入札において準用するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。